

# 「出張委員会の実施」

## 議会基本条例第18条（委員会等の適切な運営）

第3項 委員会は、市民の積極的な傍聴を募るため、出張委員会等を行うことができる。

出張委員会実施要領の策定（議会改革検討会議 平成27年8月18日）

- ◇実施目的 ・ 議会基本条例第18条の規定に基づき、各委員会において出張委員会を開催し、市民の積極的な傍聴を募り、議会の情報発信と市民参加を促進する。
  
- ◇実施内容 ・ 下記の項目のうち、出張委員会に適した案件を委員会で選定し実施する。  
①委員会の調査・研究テーマ ②委員会の閉会中の調査事項 ③委員会の所管事項に関する重要施策等
  
- ◇実施時期及び回数 ・ 実施時期は委員会で決定し、実施回数は年1回以上とする。
  
- ◇実施場所 ・ 案件の内容に適した会場を委員会で決定する。
  
- ◇実施方法 ・ 案件の内容に応じて、関係機関及び関係者等から説明や意見を求め、会議の充実を図る。また、議員間の自由討議や市民との意見交換を積極的に実施する。
  
- ◇周知方法 ・ 出張委員会の準備、周知期間等を勘案し、市議会ホームページ、議会だより、広報カード、市LINE及び市内LANにより広報する。

## 【実施状況】

〔平成27年11月27日 産業建設委員会〕  
テーマ 中丹有害鳥獣処理施設の稼働状況  
場 所 中丹有害鳥獣処理施設（大江町内）



〔平成28年1月22日 市民地域委員会〕  
テーマ 夜久野みらいまちづくり協議会の活動  
場 所 夜久野ふれあいプラザ



〔平成28年6月20日 教育厚生委員会〕  
テーマ 障害福祉の現状と課題（障害支援施設指導員）  
場 所 ハピネスふくちやま



〔平成28年10月20日 総務防災委員会〕  
テーマ 消防団活動の活性化に向けて  
場 所 福知山市消防防災センター

